

社会福祉法人うしおだ役員等の報酬規程

(総 則)

第一条 本規程は、定款第二条にもとづいて当法人役員等に関する報酬について定めたものである。

第二条 この規定による役員等とは、理事長、専務理事、理事、監事、評議員をいう。

第三条 この規程による報酬とは、役員手当、理事会及び評議員会等出席時の交通費等である。なお、この規定による役員手当等は、役員の勤務実態によって支給するものとし、役員の地位にあることのみによって支給するものではない。役員が評議員会・理事会などの会議を長期に欠席するなど、役員としての勤務実態が見当たらないと判断される場合には、役員手当等を支給しない。

(役員手当)

第四条 役員手当は、その役割と任務を果たした時に定額として次の通り支給する。

(1) 支給額(月額)

理 事 長	60,000円
専 務 理 事	35,500円
理 事	10,000円
監 事	15,000円

(2) 支給は毎月、当該役員より届出のあった銀行口座への振り込みとする。

(3) 常勤専任役員が生じた場合は、専任役員報酬額をその都度評議員会で決定する。

常勤役員である理事が管理職任務の変更により、役員業務を専任とする場合には、任務変更前の管理職手当をひきつづき支給する。

(4) ただし、常勤役員の給与については「職員給与規定」に準じるものとし、年間支給上限額を以下のとおりとする。

① 医 師	2,500万円
② 医師を除いた職員	1,000万円

また、常勤役員の退職金は、「職員退職金規定」に準じる。

(交通費)

第五条 理事会、評議員会等出席の場合は、その都度、交通費として次の額を支給する。

ただし、常勤役員の交通費は、「職員給与規定」に準ずる。

(1) 理事会・評議員会(一回につき)

①区内在住の役員	2,000円
②区外在住の役員	3,000円

(2) 法人の活動上必要で設置された専門委員会及びその他任務上必要な会議等に参加した場合
(一回につき)

①区内在住の役員 2, 0 0 0 円

②区外在住の役員 3, 0 0 0 円

(出張費)

第六条 法人の活動上、理事会の承認にもとづいて出張した場合は、次の額を支給する。

ただし、常勤役員の出張費は、「職員出張取扱規程」に準じる。

(1) 支給額

(イ) 一日につき 3, 0 0 0 円

(ロ) 半日につき 1, 5 0 0 円

(2) 出張時の交通費及び宿泊費は、実費支給とする。

(改廃)

第七条 評議員会の決議によって、この規程を改廃する。

(実施期日)

第八条 本規定は、2008年4月1日より実施するものとする。

社会福祉法人うしおだ評議員会 2008年3月27日制定

社会福祉法人うしおだ評議員会 2009年3月26日一部改定

社会福祉法人うしおだ評議員会 2013年3月28日一部改定

社会福祉法人うしおだ評議員会 2014年10月23日一部改定

社会福祉法人うしおだ評議員会 2017年3月30日一部改定

社会福祉法人うしおだ評議員会 2019年3月27日一部改定